

令和5年度 第4回 大分市清掃事業審議会 会議録

日時：令和5年8月22日（火）10：00～

場所：大分市役所議会棟4階 全員協議会室

開 会

事務局より開会の挨拶。

審議会の成立

委員総数15名中12名の委員が出席しており、大分市清掃事業審議会条例第6条第2項の規定を満たしているため、本日の審議会は成立。

資料確認

- ① 次第(次第、配席表)
- ② 令和5年度第4回大分市清掃事業審議会 資料2
- ③ 中間答申（案）

司会

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、「大分市清掃事業審議会条例第6条第1項」の規定に基づき、安田会長に議長をお願いしたいと存じます。安田会長、よろしく願いいたします。

会長

はい、承知しました。皆様こんにちは。よろしくお願いいたします。

この暑い中、本審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。これまでの3回の議事の結果が、本日、中間答申（案）としてまとまってきております。皆様のご意見をうまく反映できているかどうか、今日はそれをご審議していただくわけでございます。よろしくお願いいたします。

それと、先ほど立ち話で、提案があるのだが、というお声をいただいております。これにつきましても、適当な場所で皆様に提示して、それについて議論していただくというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは座って審議を進めさせていただきます。

議事録署名委員

議長

それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。中島衣恵委員と、渡邊信一委員にお願いしたいと思います。後日、事務局より署名をいただきに参りますので、よろしくをお願いいたします。

中島衣恵委員 了承

渡邊信一委員 了承

審議

議長

本日の議題は、前回に引き続き、諮問事項である「大分市家庭ごみ有料化制度の検証について」の審議でございます。活発な議論とご協力をお願いいたします。

まず、前回の審議内容について確認いたします。前回の審議内容について、事務局が取りまとめておりますので、その報告をお願いしたいと思います。

事務局

ごみ減量推進課榎島と申します。よろしくお願いいたします。

本日配布しました。第4回大分市清掃事業審議会 資料2 (A3) をご覧ください。

1 ページ目と 2 ページ目につきましては、前回の審議会で配布させていただきましたが、今回中間答申(案)を作成するうえで、改めて審議会としての検討結果をまとめていただきました。

まず、前回までお配りしておりました資料2では「主な意見等(審議会)」としていた列について、○印を付けたものを審議会からの意見等として、委員の皆様からの意見や質問を記載しており、その内の質問に対する事務局からの回答を、矢印を付けて掲載するように変更しました。

その他変更があった点として、「1 制度の成果」でいただいていたアンケートの見直しについての意見に対する事務局からの回答は、前回の資料では検討結果としてまとめておりましたが、今回お配りした資料では、二つ目の丸印、「家庭ごみ有料化制度によって市民の意識がどう変わったかということが見えるアンケートを今後はぜひ実施してほしい。」という意見の下に事務局からの回答として「市民意識調査については、次回の実施分より、市民意識の変化についてより細かく検証できる形に見直す。」と掲載するように変更しました。それにより、検討結果も、「家庭ごみ有料化制度導入の効果については、市民意識調査の結果やごみ排出量の推移から、制度導入の効果は維持しているものの、今後さらなるごみの減量化に向けて、分別の周知徹底に対する取り組みを強化する必要がある。」という形に変更さ

せていただいております。

次に、2ページ目の「3 指定ごみ袋の種類と手数料額」の項目について、袋の厚みに関するデータを、前回の資料では検討結果の列に掲載しておりましたが、委員の皆様からいただいた「袋の厚みについては今後検討の余地がある。」というご意見の下に、「他都市の状況やごみ処理施設の破袋工程等を考慮して、今後の検討課題とする。」という事務局からの回答とともに掲載する形に変更しました。

さらにその下に手数料額に関する意見として、前回の資料では「手数料額については今後引き上げを検討しても良いのではないか。」「新環境センターの稼働に合わせて引き上げをしても良いのではないか。」という2つの意見として掲載しておりましたが、今回の資料では、「手数料額については、新環境センターの稼働に合わせた引き上げを検討しても良いのではないか。」という1つの意見としてまとめた形で掲載する形に変更しました。

また、同じページの「4 負担軽減措置」に関して、袋の配送費の削減についての意見をいただいております。前回の審議会の冒頭で事務局から回答をさせていただきました。その回答を新たに掲載しております。

前回お配りした資料からの変更点については以上です。

次に、前回の審議会で項目別に「手数料収入とその用途」から「不法投棄・不適正排出・野外焼却の各対策」までのご審議をいただきました中で、出された意見や検討結果を3ページ目以降にまとめておりますのでご説明させていただきます。

まず、「5 手数料収入とその用途」の(1)家庭ごみ有料化に伴う事務費と(2)廃棄物処理施設整備基金についてご意見をうかがいました。その中で、基金について、「環境意識の啓発等に繋がる施設等に使用されるのは大変良いことである」といったご意見や、「現状のままで良い」という旨のご意見がございました。検証結果としましては、「現行どおりとする。」という形でまとめさせていただきました。

また、(3)ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費については、①から⑥までの各項目についてご意見を伺いました。

①ごみステーション設置等補助事業については、「資材費の高騰などを考慮して、若干でも増額できないか、その可能性を次回の検証までに検討してほしい。」という旨の意見がございました。

また、「補助制度を使おうと思っても、土地の所有者や設置場所等の基準が厳しくて使えない。」といった意見もございましたが、こちらに対しては「市道上などで道路管理者から許可が下りない場所にごみステーションを設置しようとする場合は、行政の判断として補助金の決定をすることが難しいと考えている。今後も地域の方々と一緒に設置に関して適当な場所を探していきたい。」との回答をさせていただきます。

検証結果としましては、「現行どおりとする。」とさせていただきます。

②クリーン推進員活動関連事業については、「クリーン推進員のなり手が無いが、報奨金額を上げてもらってもなってもらえるものではない。」「報奨金は今の額でちょうど良い。」といった

意見があったことから、「現行どおりとする。」とまとめさせていただきました。

③ごみ減量・リサイクル啓発事業については、「まだまだごみのリサイクルに対する啓発活動自体が足りていないのではないか。啓発活動にもう少し力を入れるべき。」といった意見や、「児童教育としてのごみ減量推進や啓発活動を行い、小さい頃からの意識づけを検討する必要がある。」という旨のご意見がございました。2つ目の意見につきましては、事務局から「環境学習ということで、主に小学4年生を対象にごみの減量・リサイクル、ごみ収集の方法やごみ収集車の体験など、環境問題に意識を持ってもらう取り組みを実施しており、校長会等での説明を通し、活動を広げていきたい。」という回答をさせていただきました。検証結果としては、「現行どおりとし、現在の取組みをさらに強化する必要がある。」としております。

④生ごみ処理容器等による減量化促進事業については、「市民に対する生ごみの減量促進のためのPRとしての事業というとらえ方でよいか。」といったご意見がございましたので、事務局から「PRの効果を狙うのはもちろんのこと、減量の効果としても一定程度あると考えている。」という回答をさせていただきました。また、「費用対効果はどうか。」という点につきましては、「生ごみの減量化のために生ごみ処理機やコンポスト等は効果があるものと認識しており、補助率の引き上げ等を行っている。」と回答させていただきました。

検証結果としましては、「現行どおりとする。」とさせていただきます。

⑤有価物集団回収運動促進事業については、「子ども会、老人会が減ってきている。」といった意見や、「報奨金の拡充をしてほしい。」「分別についての周知活動がさらに必要。」「事業の継続をお願いしたい。」といった意見をいただきました。審議会としての検証結果は、「現行どおりとするが、支援の拡充について今後の検討課題とする必要がある。」とまとめさせていただきました。

⑥高齢者等ごみ出し支援事業につきましては、「大事な事業だから継続してほしい。」といった意見がございました。検証結果としては、「現行どおりとする。」といたしました。

次に、6 不法投棄・不適正排出・野外焼却の各対策の(1)不法投棄対策については、「現行不法投棄がある場所はほとんど限られているので、その土地の除草や照明設置などの環境整備についての補助金はないか。」という質問がございました。この質問に対しては、「補助金はなく、環境整備は土地の所有者にお願いすることになる。」と回答させていただきました。また、「監視パトロール等により不法投棄件数は年々減ってきているが、地区によっては何度も不法投棄される場所があるため、行政の何らかの対応は必要ではないかと感じておりますが、最終的には警察力にお願いするという形になろうかと思っております。」といったご意見もいただきました。検証結果としては、「現行どおりとする。」とさせていただきます。

(2)不適正排出対策については、「ごみステーションに設置する監視カメラに対する補助金はないか。」といった質問がございましたが、「ごみステーションに設置するカメラには補助金はございません」と回答させていただきました。また、ご意見として、「啓発を続け

ていくしかない。」といったご意見をいただきました。 検証結果は、「現行どおりとする。」とさせていただきます。

(3) 野外焼却対策については、特にご意見等はございませんでしたので、「現行どおりとする。」とさせていただきます。

ここまで項目ごとにご審議いただいた後に、制度の継続について議長より委員の皆様へ伺っていただきました。その結果も 1 ページ目の「制度継続の要否」にてまとめております。一番右の検証・検討結果の欄にありますように、「制度は継続すべきである。」とまとめさせていただきます。

それでは、4 ページ目に戻りまして、一番下の「7 その他」をご覧ください。前回の最後に、議長より「検証の周期を現行の 3 年から 5 年程度に延ばしても良いのではないか。」というご提案をいただきました。検証の期間についての見直しについては今後の検討課題とさせていただきます。

前回の審議会の意見のまとめについては、以上でございます。

議長

ありがとうございました。ただ今の事務局の報告について、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

委員

各委員了承

議長

ないようですので、本日は、事務局にこれまでの審議内容をまとめてもらい、中間答申(案)として、示していただいております。これを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局説明

「中間答申(案)」

議長

それでは、各項目ごとにそれぞれ見ていきたいと思えます。

中間答申(案)の第 1 ページをご覧ください。この第 1 項から進めて参りたいと思えます。「家庭ごみ有料化制度の継続の要否について」、この項目について、ご意見等ございますでしょうか。

おそらくこれについては、皆さん、これまで意見を伺っておりますと、ご賛同いただけるものと思えます。ご賛同いただけるということでよろしいでしょうか。

委員

各委員了承

議長

はい、ありがとうございます。それでは、第2項「各項目の検証・検討について」の「(1) 制度の成果（制度導入の効果）」、本件についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員

各委員了承

議長

はい。ありがとうございます。ご了解いただいたということで、次に移りたいと思います。

「(2) 対象となるごみ」、このことにつきまして、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

各委員了承

議長

それでは、第2ページの「(3) 指定ごみ袋の種類と手数料額」、本件につきましては、いかがでしょうか。ここには出ておりませんが、手数料についてですが、次回の審議事項ということであったと思いますので、出てきておりません。よろしいでしょうか。

委員

各委員了承

議長

はい、ありがとうございます。その次の「(4) 負担軽減措置」について、いかがでしょうか。現行どおりということでよろしいでしょうか。

委員

各委員了承

議長

はい、ありがとうございます。それでは「(5) 手数料収入とその使途」について、よろしいでしょうか。

委員

各委員了承

議長

はい、それではご了解いただいたものとして、次に移りたいと思います。

では次に、「(6) 不法投棄・不適正排出・野外焼却の各対策」。これについてはよろしいでしょうか。

委員

各委員了承

議長

では、本件につきましては原案通りということで答申したいと思いますが、先ほど申し上げました通り、委員より、少し提案があるということで、皆さんに説明をお願いしたいと思います。

委員

皆さんお疲れ様です。今まで 3 回審議して参りましたが、ごみ有料化制度というのはそもそも、ごみを減量化、それからリサイクルを推進していくというふうな形でスタートしたという形で認識しているんですけども、現在気候変動とか、いろんな形の中で世の中が大変になってきている中で、プラスチック問題に関しては、もうこれも世界的に、そして県民もそうですけれども、市民にとっても問題になっているというふうに思っております。例えばの話ですけど、こういう硬いプラスチックなんかは、これはもう、燃やすか埋めるかというふうな形が今現状、大分市では施策されております。昨年、国の方で、この製品プラスチックのリサイクル法というものが施行されています。

第 1 回の審議会の際に、会長、副会長からのご挨拶に出て参りましたが、会長からは、「廃プラスチックの問題について関心が高まっており、今後取り組むべき重要な課題であると考えています。健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくために、ごみの排出を出来る限り削減し、限られた資源を有効に活かす循環型社会を実現することが、今を生きる私たちの重要な責務となります。」と、そのように述べられています。副会長からも、「廃プラスチック類の処理など、廃棄物処理に対する関心が高まっており、特に海洋におけるプラスチックごみについては、国連で採択された SDG s 持続可能な開発目標においてもターゲットとなっており、廃棄物による地球環境への影響が危惧されているところでございます。」と、そのような形で、「廃棄物の減量と適正な処理により、持続可能な循環型社会を形成していくことが求められており、市民・事業者・行政が一体となった取組が重要となります。」というふうに、国宗副会長からのお話が出ました。私からも、第 1 回の際に、

プラスチック問題に関して、「製品プラスチックのリサイクルをどのような形でお考えですか。」というふうな形で事務局の方にも投げかけをさせていただいたところ、「何らかの対策ができれば、ごみの減量に繋がるのではないかとこのところ、何かしらできないか模索しているところですが、今のところはっきりと申し上げることができなくて申し訳ありません。ただ、いずれにしてもそここのところは何らかの対策が必要であると思っております。」というようなことがお答えであったと認識しております。

中間答申というふうな形の中で、明記するかどうかちょっとわかりませんが、皆さん、社会的な問題の中で、世界的な問題になっている廃プラスチック問題は、今後取り組むべき重要な課題であることは、間違いございません。さらにはごみ減量リサイクルのさらなる推進を図るための政策を実行するために、まずは事業実施に向けて、課題整理を行うため、製品プラスチックの分別回収、要はこういうふうなものを、何らかの形で分別で回収をする。そしてリサイクルまでの実証実験を行うようなことを、何らかの形で大分市が考えていかれるというのは非常に大事じゃないかなと。もうこれ、燃やしたらごみですから。埋めてしまってもごみなんです。これを今、国、また世界的に何とか資源に戻そう、または何らかの形で役立てようというふうな形のもが今動いているわけですよ。ですので、そういうふうな形のもは何かご提案できればなあ、というふうな形で私の方からご提案させていただきます。以上です。

議長

ただ今のご意見につきまして、何か皆様の方でご提案とか、感じるものがありましたらご発言をお願いいたします。

プラスチックについては、今後資源化していくということが必要だと思います。しかしながら、今回の中間答申（案）ですでにプラスチックの分別を今後考えていこうというふうな形が、事務局から提案があったかと思います。「制度の成果」というところです。「分別の周知徹底に対する取り組みを強化する」とうたわれてはいるんですが、これについて「強化」のところをもう少し具体的に示すと今のご意見が反映されるのではないかなと思います。

皆さんのご意見、いろいろあるかと思います。どのような形で動くか、もしくは次回の審議事項、そういったことでご意見があれば、ぜひお願いいたします。

委員

常々思っているんですけど、「ごみステーション」っていうんですけど、空き缶にしてもペットボトルにしても資源プラにしても、「ごみ」っていう印象じゃないので、「ごみ」としてひとくくりにするのが、何かずっともやもやとしてるんです。「ごみ」という言い方じゃなくて何か違う言い方がないかなと考えております。資源プラについては、ほぼごみじゃなくてリサイクルしたり、燃料になったりとかして、ほとんど有効に使う方向にいったらと思うんです。「ごみ」という言い方が気になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。「ごみ」という言い方が適切ではないのではないかと
うご意見ですね。

まだまだ廃プラスチックの資源化というのが十分ではないと思います。皆さんご存知の
通りだと思います。これから、ごみとしてではなくて有価物として、別の名前があってもい
いのではないかなど。そうすることによって、分別もさらに促進されて良い方向へ行き、県、
国、そうした取り組みとも合致するのではないかと考えもしますが、皆さんいかがでしょう
か。

委員

同感です。

議長

今のご意見、プラスチックをとにかくごみとして捨てるのではなくって、価値あるもの
として取り上げていくというか、それを収集すると、そういったことについて何らか審議する
必要があるのかもしれないね。

今回は、中間答申としては先ほど申しました通り文言を少し変えて、そして今後取組み
が必要だということをうたっておく。そして次回にも、継続して詰めて審議を進めていくと
いう形で、中間答申として盛り込んではどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしい
でしょうか。そうしますと、今回準備されました中間答申案は今の事項を文言を変えて、必
要性というものをうたっておくと。そういった形に若干修正をして、中間答申を最終的なも
のにまとめていくということでよろしいでしょうか。皆様の総意として、問題ないというこ
とで、一部修正で承認をいただくということでよろしいでしょうか。

委員

各委員了承

議長

もう時間もございませんので、中間答申の最終的なものにつきましては、私、審議会の議
長に一任ということでよろしいでしょうか。

委員

各委員了承

議長

それではそのように取り扱わせていただきますのでよろしく申し上げます。

以上をもちまして、大分市家庭ごみ有料化制度の検証について、「中間答申（案）」、これにかかります審議を終了いたします。それでは事務局にお返しいたします。

司会

長時間にわたり、ありがとうございました。最後に、「今後の流れについて」お知らせいたします。

本日審議していただきました中間答申は 8月28日（月）に、会長から市長に提出していただく予定でございます。その後、本中間答申を受け、市の方で今回の検証報告となる「家庭ごみ有料化制度（見直し素案）」を策定し、9月にパブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見をお伺いする予定でございます。

本「見直し素案」につきましては、第1回の諮問資料としてお配りしております前回令和2年度の検証報告である「資料4 家庭ごみ有料化制度」と同様に、見直し部分ができるような形での策定を考えております。なお、本見直し素案につきましては、9月のパブリックコメント実施前には、委員の皆様へ郵送にてお知らせいたします。また、次回の審議会日程につきましては、パブリックコメント終了後の10月中旬に、第5回審議会として開催を予定しております。

第5回審議会では、市民の皆様からいただいたパブリックコメント等のご意見につきまして、最終答申（案）として反映させるのかどうか等のご審議をお願いしたいと思っております。詳細につきましては、事務局より、あらためてご案内申し上げますので、委員各位におかれましては、ご配慮賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第4回大分市清掃事業審議会を終了いたします。本日は、お疲れ様でした。